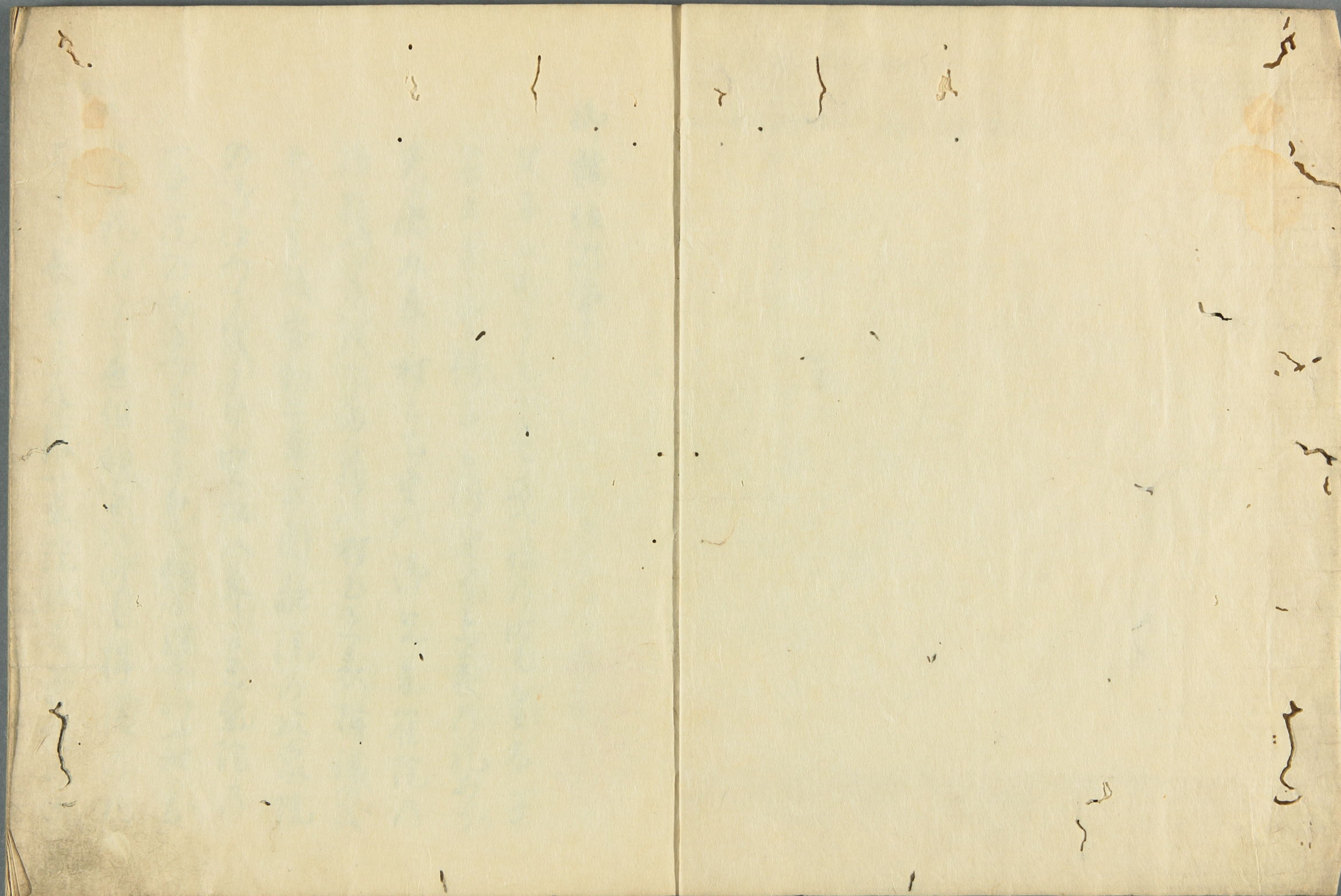


14
2478
50





御讓位乃事



父子よありとてし受禰乃時え皇太子
系上しとて侍子よはるく上表乃礼あり
天慶九年村上こ宣れ沖兄兼在院乃
所移りて試うあ孫子村上と表揖讓の後
ありとて後安和二年丹國融院の穴泉院
の沙ゆりて代りて宣弘八年よ三系院乃
一系院の沙ゆりてとらけし位よはる孫子時
ふの礼ありとて但知れけし揖讓の礼
ありとて長和五年は一系院のこ系院の沙

ゆつり成りし子時を後一系院九代也
却にきりふりて乃概形一柁水元
四年順徳院の古法門院此ゆつり成
しける疎祚を一時順徳比十四代を
おしき上表乃儀式ありきよ上皇
後鳥羽院の傳よりくろの儀なり成
世以難し作りし也

父子讓國乃時を子く道より父の命
をとりてしるにようき義讓なり
却に成人よりき也き系は寛徳二子小

あひ

後冷泉院の受福ハ文帝後朱雀院より
序くありし儀ありし也母
上表乃儀ありし也又きりし
その油は有あり沖讓位乃時ハ發國固
關節會宣制劔璽派沖新之の沖下乃
儀式ありし也毎夜の也沙金ゆつり
天下ハ重事世方ありし也
此常といましめんありし也發國固關と
事をまじりし也行しき也發國也
或ハ兼日或ハ當日上御陣ハ著し武府の

ゆつり成りし子時を後一系院九代也
却りきりふりくも乃被形一柁水元
四年順徳院の古法門院此所ゆつり成
しけり淡祚を一時順徳比十四代を
しりく上表乃被式ありきよ上皇
後鳥羽院の傳よりくろの候なり然
世以難し傳りし事也

父子讓國乃時を子く道より父の命
をくむりし事なりきにゆく義讓なり
却り成人よりく事也志系は寛徳二年小

後冷泉院の受福ハ文帝後朱雀院より
傳りし事一は揖讓の儀ありき事也
上表乃被形なり一は志系又志系より
その由は有あり沖讓位乃時ハ發國固
關節會宣制劔璽派沖新之の沖下乃
儀式あり一は志系ハ毎夜の事也沙皇ゆつり
天下ハ重事世乃かりし事なり
此常といまゆんあり發國固關と
事をまじりし事なり行なり也發國固と
或ハ兼日或ハ當日上御陣ハ著す此府の

口字をまて内記よあましく内記よあると存と
紙は方一あ二よ折らるる取合て上御よきく
まらる也上御文よ奏はし一詰平木はありあて
まらる勅符を少納之に於て作らる木乃學
入て系をりくゆひく免^あ相^あ少く封
まらる木契を内記紙まらるはかてまのく
すの玉れ名を^あまらる内記又宮乃治をまて
革乃豊よ入^あまらる木乃勅符れより短
尺をけら也木契乃左方を内記のかり
付^あまらると右のまらる少納之よあまらる於れ

櫃よたさめ一むあまらる内記乃内記紙使
あまらるあまらるあまらるあまらる
内記使よは五位乃人を用ふまらる
左右の察よ作らる河馬孫よ上御まら使を
あまらる勅符木契をまらるあまらるあまらる
うりてまら内記をまらるあまらるあまらる
又内舍人一人あまらるあまらる官符まらあ
鈴二日と紙孫あまらるあまらるあまらる
大信陣存よまら内記をまらるあまらる
あまらるあまらるあまらるあまらる

きまひて法書しとと又内覧奏中あり
さしましむるなり宣命使を中納言或
い冬儀をもちぬすむるなり人ぬ言を
作と天皇南殿より出沛出乃のい流儀儀
かあくあらうなりは出ましと流儀儀
縫殿乃袍中壺胡床を履て陣とむる者
乃高會めえかえぬり也大臣陣をたら
軒廊ももみら内侍階よりみえぬ
北よりは内納宣命を笏よりうて
昇殿しち元子よはくまら同門と作

とれを内司座より内納二音舎人をめ
ては少納言がけぬり殿よりは乃内納
口祿めせと作と口祿を六位以上乃人儀
い少也その後祿賜参と列立を異位重行
衛府乃ち歸ハ弓箭を帯しと列より次に
内納宣命使をめとめと人列をもち
階よりけりしと内納乃後より内納宣
命儀ははく是を給り殿より軒廊
乃北北方より次より内納下殿より
列ありしと次より宣命使列のあを熱て

版位ははらふに宣命をとりて二ありよよしなり
より一あり宣制二版といふ也諸卿あるをいふ
きほりより一版といふ再おしよと或は版乃
版は舞踏とも例あり是ハ天位と太子
より一あり給物より一宣命乃文よのせしむる
と百官より一給物なり一とありは宣命使
本列より一ありそはら内辨の退治と勅授
常叙の人を中門とあり内叙と檄ともなり
勅授とは常叙すより一職ともいふは
かきより一叙を常ともいふ一一代は限ら
ず

より一あり代ともいふ一先常叙を冠しとも也
とより一の儀有友の職より一ありは
常叙かきより一宣制二版乃内おるの
事一劍不同なり一保るは多きを
得るなり一次に聖叙渡河のより一舊は
御所より三種の神器を新帝へとも
儀なり一掃部寮路乃同是道と云ふは
次将友人叙をともは是道の一人とあり
閑白以下扈後と行幸はとも一追信の次
階のなり一あり内侍は是をいふ内侍二人

となく叙せしむるに夜泊殿に安置せし
その後彩女晝御座より出御ありは開白御
前の園座より侍とて花人一人と定侍と
花人と相りし度よりみより舞踏を後
より花人とらりし牛車輦車昇殿敷扱お
きものことよりきりし侍と花人降り
ゆく第一の門口より侍と上りし相りし御記
めりし侍とては上御下侍とてはみま
りしよりし御座中ありしとみりし相りし
又これの藏人とては花人二人五位花人

二人六位花人殿上人の昇殿不乃り侍と
花人殿上の中より出御し侍とては新補
の書よりし度と奉りし殿上人侍とては
官方花人方れ書と侍とては御座中
の時に六府よりし御記より一人侍とては
ハ庭よりし御記より一人侍とては
りし御記よりし御記より一人侍とては
ありし殿上人名謂近侍執行お乃りあり
正代よりし御記より一人侍とては
御記よりし御記より一人侍とては

觀應三年及光嚴院の御時ハ節言ハ此條有ク
叙象ナク上皇乃詔命ニ於テ一毎事ハ新條ニ
シテ行ハルコトトモトモ是レハ未代女ハ
さ所ニあるハ其ノ事トおほえ侍也蓋氷女
ハ左大臣經宗ニ次弟汝汝ハ多ク其ノ事
宣命乃初ハ太皇太后詔旨乃シテ
ノトモ一宣制ノ儀ハ及テ大臣陣
シテ大外記ニシテ中務ノ臣ハ其ノ
事ハ其ノ儀ハ

御即位事

即位ニシテ天子受禪乃後兩宮ノ事
乃位ハ其ノ儀ハ其ノ事ハ其ノ事
シテ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事
乃月日ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事
乃御座ニ着テ其ノ事ハ其ノ事
乃泉院ハ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事
乃御門ニ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事
乃極殿ニ其ノ事ハ其ノ事ハ其ノ事

作事乃人々よはせりやうきうきとせしめお大將
代裏帳乃女典侍威儀の令務をたしやうき
ともう福くようきよはせりやうき乃奉幣せし
も河内郡位者へきりしと何郷方神まよ申
さまんまの神祇友より幸ありて奉幣此使
ととらうき事也本儀大田より建礼門かき
がうきりし事なりきりしもなご條院治
曆に自即位の時建礼門あきよきりし神祇
官ありしと大田儀もきりしととらうき
流例とをきりし諫園の時けりしと知を乃

中の奉幣よきありし

河内郡改神祇友よきりしと奉幣せし
なり建武文和乃即位乃時ハ郷別殿陳よ
りしとよきりし奉幣使よきりしと
行幸乃儀式ハ後ハ此とて河内郡ハ意を
をりし葱花よきりし乃とてとらうき
河内郡乃とてとらうきとて河内郡乃時ハ意を
よきりしととらうき又於の奉幣河内郡をたし
とて河内郡乃とてとらうきとて河内郡乃時ハ意を
例なり河内郡ハ神祇友乃北門より入りて
下河内とて乃河内郡ハ奉幣乃とてとらうき

作事乃人々も法せりて... 世に出の印大將
 代裏帳乃女も典侍威儀の命婦を...
 ともう福くちりて... 伊はる中乃奉幣也...
 毛御即位者へまう... 何處方神まよ申
 さまんるの神祇友より幸あり... 奉幣此使
 と... 事也本儀大田... 建礼門...
 ざり... 事なり... 建礼門...
 曆は御即位の時建礼門あり... 神祇
 官あり... 建礼門...
 流例... 諒園の時... 知...

何を極改神祇友... 奉幣使...
 なり建武文和乃即位乃時... 別殿...
 あり... 奉幣使...
 行幸乃儀式... 神興...
 を... 葱... 乃...
 神興乃... 乃...
 よ... 又... 奉幣...
 ... 神...
 例... 神興... 北門...
 下... 乃... 奉幣...

志は平給乃沙袍（其）無文巡方此也の帯
きく給ふ沖懐と云はまゝく白は給ふと云は冠
乃中子とゆゑ給物也と云種と此何の儀也
次、いと沖抱乃度よりつゝはま給てま所再
洋し給ふ是は神衣へまゝくまゝく沖勢と
持し給ふよりなり

次、舍人と二音給めりし中少納言と云はり
位、はく河中長尾給とめと給ふ由也
云北沖勢と云は給物也と云くこ給ふと
中長系をまゝて給て進まると執言と云

て侍と云ふは伊勢乃帯ありは給の使
と給遣と云ふは王氏中長に給尾部
大もや使まゝいかりと馬寮に沖と云は恒
削除ぬい給まゝと云は給物也

沙帯位乃叙位のみ恒例の叙位なり
なり
院官の沖給と云は乃字との
せと伴佐伯和氣百濟のは給と云は
法祿の叙位と云は礼服沖袋のなり
母天皇乃若沖志給と云は亮亮十二章乃
沖服を天皇覧ありと云は給之れ河を極政の直

廬山 高叙位以下の儀と云ふ行也衣と云ふ
衣袴乃文也冕と云ふは沖冠の名に十二等
と云ふ日月の冠底に珠花虫家と稱す藻火物米
黼黻以上十二乃文をねきたる衣也也
赤衣女日と星と珠と儀大神の緒を
十二と云ふと云ふ文と云ふや珠の首の
通る女と云ふ衣と云ふ巻と云ふ白綾と
玉佩二流あり童躰乃沖冠なり形乃
天冠と云ふは始母昔は毎年正月一日此物
祭神即位此日より始り云卿礼服冠

小位階より多差男の冠は玉れり乃
冠礼服より大神小神裳あり三位以上
玉佩と云ふは綾と云ふもの紙乳の下より
平緒の類也天子は佩二流女は
片下は流也

即位乃りハ大極殿の言沖冠と云ふは
右政友の殿より行を云ふ所ハ言沖冠を
云ふ南階より入りて又ハ銅鳥乃帷を
多川子の東日縁乃帷朱在青珠乃帷ハ
多川子ハ月儀乃帷白虎玄武此儀

亦代多川東廐乃西並内辨乃幅ありて
由は元子より川中流乃南七丈とありて
火爐二あり典儀贅者乃版左右と次女の
胡床はこれよりまゝ文武乃百目を
威儀のゆゑとて庭中北東より列立を
弁辨乃と御ハ民部省の殿代の幅より若を
まじりて上冕服を著し給はは序より出流
ありて言流はよつて女給内侍二人命物
に人とのく礼服を著し前後は候と流に
是こは十八人乃女給贅をうりて左右より

わつせとてし懸とは圓なれ幅より物と柄と
流げくまゝとありおひやもまゝハ天の流流を
左右なく人よみとてしむあめ乃まゝ也次り
裏帳乃女と二人左右よりとみく言流に
乃る此のこころとてかくまの村よとてあ
二九の女給贅とあまゝし候儀とて以て
凡そ給群官とての面伏とてはつてて面を
地より流るるのたに殿前書寮の流る火爐の
下より流るる考とてあまの考ハ天子位よ
はる女給より流る流る考考也宮前

供の人版位は付する制方儀の子孫は
再拜舞踏と武官位を仰ぐと百歳位稱
を事ねんといふ所は左の行儀に
をきて沖前女をむすめを退侍りあり
膝行何の遠巡し沖前よありて
を引て礼畢と奉るものあり長なる一
北山抄よみしうと云はは今日此方礼事あり
ぬらう一紙天よきと云くま川に候二九
乃女婿醫と云くま川に候二九
帳二人ともみしうと云くま川に候二九

候房へうしと云くま川に候二九
ち故をあらうと云くま川に候二九
くしと云くま川に候二九
人い左右此儀侍候四人が納之二人同儀候の
少納之内弁弁弁乃と云くま川に候二九
ハ寒帳威儀乃前物不を清乃次乃法を
銀珠をとりて甲をとりて外儀の
督儀ハ武礼冠と福禱をとりてくま川に
あり候志と云くま川に候二九
一毛をとりてくま川に候二九

沖秩行幸事

大嘗會行まんとて乃十月よそののめし豊の
河をよとす世儀いふ世俗も河原の所を
いふ解除儀も川よそのよき事す
二條之條の河原よ幸し一命をを行な
祀ハ一月乃紫齋中祀ハ三日小祀ハ一日なり
大嘗と云ハ大祀よりよき事十月より沖秩
何川系の沖秩をくまの神をこころめ
ト也大嘗會延行ありてさそめ又沖
秩乃りありて九月中旬よ大嘗陣よあて

装束司次第司の除目と申行ひ陰陽寮
舟師も沖秩のり河代部も一も装束司
こころも沖秩よけりて日乃儀點地等の
事儀奉行も長官一人中納言も同儀
一人中弁も定む判官二人も典二人あり又
はも司こころを行幸よけりて諸司百官も
こころも供もともありて沖秩前乃長官
次官判官も典沖後此長官次官判官
も典の儀もこころも沖秩前乃長官ハ一人納言
冬儀の中を用ぬ沖秩の長官も冬儀此

人代より十町下沖興れお侍後侍乃行
列と奉行もりにてり多次第司とい名はる
次官より人帯日と行列乃圖と奉と乞と
國簿乃番といはれ十月上旬日陪候六位と
八十二人沖前二十六人北歴名留守北巻儀
ありひ日辨各一人と定めと装束目より
と事なり

装束目表りと探と官北東雁より名あり
おれよりやもを行ぬ點地の日は正月少の
と勅使とさめとては誠獄北軍河原より

りよ長官次官以下とあり帷乃をよは
て事を行ふ川系北地と點と南北軍交
東西より支よ大徳儀とて札とていあり
ありと司指北遠使あり作とては種不
淨といまめ半と乃閑入とて先とては後
帷處よりありあり諸日北着とては儀
帷とては并り也沙禰乃地上古といはれ
なり平城元皇の昔野川よりと沙禰あり
端流乃帝の松の崎より行幸あり又徳天皇
鴨川より多侍よりありと後二條三條より

武代用する近代の武装之條の末代野郎
陰陽寮古武代物一ともの也

尚日ハ大内より川原へり孝なる大内焼て
はひ兼日右政官廳へ行幸ありてとれより
出沛し給ふ時刻母王帰伎乃たよふ
若と次才自以友以下かよふ帯釵も亦は
宮下さるる印之れ時ハ楊政左をの陣乃ハ
小行列もくおりし修るる節下ハ大長とよ
るあつ節とらるる旗乃名也世俗ハ大しら
と名はくそ旗乃下よ信をともりしと節

下の大長とよふ也供奉乃行旅ハ唐鞆こ
やし鞆とよふ馬よ系銀面尾袋おあを
馬副の櫛十人かりかす也隨身八人電燈
乃袍とよふ物成とらたハ師子乃まろ右ハ徳
の文ハ袍也多振十二人紫の布ハ襦袢也
も濠口乃調度懸十人持衣袴也舎人后
飼者一人櫛乃舎人二人け介雜色との敷
こしとよふも楊政ハ式騎馬式安車也車ハ
かりしと唐庇伏用と上ハ觸乃隨身番長ハ
是ハ電燈乃袍とよふ也北下前駆るる也

主と沖手水は、新ら主水目是代供と
その後大座子乃里人の平敷乃沖手たり
清く給ふ神饗友の如く供を字に解
除の詞を養と是と給らる沖手神の儀也
右御心下より、後代供より、神饗友
大座子と次は腰興小駕し、沖手神乃
神、し、し、給ぬ晴乃沖手神の沖
胎より代供より、後山城の山目神の
所捧代より、庭中より、列立と大座子乃右
と、同高たらり、し、し、多よ多、し、し、と、給と又今

日乃乃と沖代奉と、し、し、あり、神饗友幣帛
世を過の諸神、何より、多、し、し、あり
その後還幸あり、大座子の、し、し、大座子記よ
位高解陣此記、し、し、し、し、給と、し、し、退
出と

大嘗会事

大嘗会ハ一代ア度の大座子也、今書ハは
おほむ、し、し、し、し、毎年ハ行、し、し、し、し、
と、新嘗会、し、し、新嘗此二字、日本紀、し、し、
よ、い、る、め、と、し、し、し、し、嘗、し、し、し、し、也、新穀と、し、し、

のんしあまし川被御しあま代侍とて嘗
乃系より一和漢の系を心おねし大嘗の
新嘗とせしに十一月中乃知れ日なり
まゝの例なり

大嘗令は悠紀之基乃國郡乃定あ
る悠紀を齋忌といふ也神母の事也
之基次といふ文字とも記ともあり次の
神母といふゆゑに次といふ心をも天比懸
陽乃の事ありとあるとて左右前はなりと
いふ程の事也大嘗を神膳乃をあるを

よりしあ後の及れといふ悠紀といふなり
悠紀之基乃字和訓なり神母乃樂舞乃
あり後の事なり

國郡ト定ハ二月より九月より
月乃中ハ毎月を例あり之を即位の後の
事にも一は白河法久嘉二年九月
十三日山郡ト定十月廿六日即位の事あり
又後伏見院ハ永仁六年八月廿七口ト
定十月十九日即位乃あり此あり
即位の前ハ玉郡ト定ありより此は

次より也ともいふに在り佳例あり多かる
に月中おとすもくもく也國ハ上古ハ定
まら事あり延長に及ぶといふ也然
也一丹波内中よりてかきく之基と
きく一後冷泉院ハ掃磨より之基と
と郡ハ卜定あり也之儀大古陣は
て玉郡乃名を書て神祇官より給て卜定
りし心執覺の参儀ハ其儀法事一
て教字の反辨ありあり官より知
きしむ也

大嘗会ハ然紀之基の玉乃國目よりなりと
形物より國目乃除目并に叙位亦よりなり
檢校初年乃辨とさしめり家檢校にこ
人大細云申納言参儀行り九年然紀
之基に若一人申少弁なり之儀外史ハ省
臣ホあり

卜食乃行り前ハ大日語目乃中卜合乃
下成よりふ所なりはより之典代繪所本
道乃上ホ諸人の心算より之儀
りしむ也一て其儀ハ其儀ハ其儀

あしひ川の後也、飯倉河ある上の山
赤白し、後、あしひ川、悠紀と巻
此斎場所、偉、鑿門と、北八十二丈と
點し、その下と、

梅穂の役、九月、神祇の官、人、百、國、下、白
し、斎那の福の初穂を、接ぎ、非、張り、と
かん、も、ま、の、初、奇、と、は、ま、り、と、
し、ひ、高、穂、を、ぬ、く、と、の、り、

標、山、と、り、の、大、嘗、宮、れ、ま、く、よ、あ、ま、の、國、の、日
列、立、ま、く、あ、ま、の、ま、り、乃、木、よ、大、な、ま、り、と、

は、ま、り、と、の、は、り、と、物、成、か、り、て、是、成

し、ま、り、と、の、は、り、と、物、の、本、文、の、心

を、ま、り、と、の、は、り、と、乃、ま、り、と、乃、

本、文、と、い、大、学、家、文、章、情、生、と、部、と、也、

風、俗、乃、初、系、十、そ、中、の、福、春、の、分、あり、

又、口、天、の、湯、屏、風、六、帖、和、奇、十、八、を、初、也、

ら、ひ、は、糖、林、の、人、あ、ま、り、と、旅、を、と、或、い、系

作、の、例、あり、口、野、乃、つ、流、よ、ハ、北、成、業、の、人

旅、進、ま、り、と、い、初、也、の、例、ハ、顯、猶、法、輔

後、成、右、系、あり、乃、齋、場、の、顯、湯、屏、風

清浄なりふとて種々のかぶらよもらねん
なりとあるは又中葉のいひ多梅の枝はす
りあるは系もむしむしひく日しけれり
とほくするありは習り獲たりはは福の
一も一も小忌れむをい白地もぬい物
ととつぬはの小忌の私に用意して着す
也も自この所より次ね清府乃佐なと
とらりよとらりか詰目乃小忌出納れ小忌
とらるるのり乃と布よあはとととらぬ
らまとはまら袍れりふすけにむとらな

とつぬとと藍少もとらるおあり
除射宗舞人の忌もとらるま摺となつ
大嘗会乃出の小忌とらり小忌あはと
たつとららりなりと裁縫乃やせれ
五節とらりなり毎年十一月あり
大嘗会乃年ぬりかきとららり
みりぬりなりは清ん系の天皇乃
若野の流乃家よまらり時日
つたに琴と流なりはつ成を
あむらひ乃この峰なり

まじけらる也

西宮乃乱舞といふあり後廊は
殿上人をなすひて藏人殿より戸の
あきなり神といふと事なるあり清前乃
めいふいほや物まはるといひてお
きしむことあるなり所乃推系の院の
所所をさしめ多郎旅いさし乱舞を
あり心の津といふは紙よりひた殿とあり
清前乃系といふものあり昔は世に

いさしめ多郎旅いさし乱舞の
くろくろを下げく紙あり下
さしめ多郎旅いさし乱舞の
一層中より清あり殿上人は
も作めるといふことあり
さしめ多郎旅いさし乱舞の
一層中より清あり殿上人は
も作めるといふことあり
さしめ多郎旅いさし乱舞の
一層中より清あり殿上人は
も作めるといふことあり

ことらき事ありにやむ兼日沙野礼の
りあり秘事し結し海くちりてはす
かきのもの小あはるると主とれきりしめと
和ハ時乃園白家主なもあふかりてきり
人船し海し天てらおほん神と
お海しきてまけり天子しりし神念と
しきりし事なれハ一代ア度乃
重事しきりし事なれハ

殿上ハ淵碎ハ寅卯乃日けしる殿上人
うと直衣成ハ衣冠しきりし出衣を

しきりし事なれハ
しきりし事なれハ
しきりし事なれハ
しきりし事なれハ
しきりし事なれハ
しきりし事なれハ
しきりし事なれハ
しきりし事なれハ
しきりし事なれハ
しきりし事なれハ

辰此日乃節しきりし中居れ人天神乃
動詞を奉しきりししきりし神の教しきり
てかしきりし事なれハ
あましきりし獻物をいためはきりし

宗田者ううとまづうりやとひあうす
さひうとまとむうくきうきくうきう此
しつ状供とらうあう己乃日乃節と
あはやうと舞田舞なとくうあ状巻
と

と日法若堂此所神樂あり法若堂ハ
ハ省院の十二堂れりの一也大極殿あり
行とく時の名有り友雁とく行とく
けい後廊とありまこととてとてとて
法若堂此所神樂といひ法と供なり

主とハ法若堂あり中此大床あり
法若堂此所神樂執柄大右と外所此人
とくう若座と節とまこととてとて
小鳥と鳥とありて張撤せと神示の
は法遊あり神樂此曲ハ緩合阿知
女拂里とそ節若也所托あり安若と
伊勢酒と法若のくく或ハ法けやと
阿ハ午此日ハ豊明此節とあり久米家
若志舞なとくく舞と奏と節とまは
い法ももくう月舞外舞あり然紀と巻

此多辰己の日の東西より多して二處の
行する豊明乃日の多して度なる儀式を
日記ありみえり志ししく大槩は寺
も形も多し信の深細の礼儀を
ゆゑのなり大嘗と云は神代に風儀と
しりも大嘗令乃式をば前行乃大信
作をとりよのなり

依僧宗祇所令祀事

文明十年二月日

後成恩寺禅庵
淨刹

一 異位重行

二位人一列三位一列四位一列是と異位と
二と四位ホカとなり多しとを重行と云也

一 典儀

清即位の後式と云ふ事少納言と云ふ

一 大将代褰帳此如也

大将代友に之来あるありといへども即位
乃日候了余人とり乃代と云ふと大お
代と云

褰帳は清帳乃南^面北といらるなり

王氏乃女也

一 白綾と玉佩二流あり

綾は孫ある多しみ多し平緒のし玉佩は
玉と云ふり高多しなり皆此を云ふあり
しるなりしなりしなり

一 日形乃天冠

天子清童躰の時清額ありてなり天冠
よ日形取をかりてなりなりなり

一 賛者乃版

賛は多しなり心也典儀乃人なりなり

人といゆ

一 侍従御前より退傍行あり
膝行あり遠巡し二事なるんとする
河左侍候の人れはあまもむ時のを退
と云也

一 禰禰と云也

禰もあまもむけはあまもむ

一 禰乃舎人

馬乃口より禰り也口よりこよむ也

一 大宋の御屏風

唐人の御毬のかしら紙繪よかむら御
屏風をり也

此抄一條禰圖御作也重尋^之一條
遠書か^之年
宗祇

文明十一年三月日

神讓位神即位の儀朝此礼儀を撰せり
き神禰大嘗令もつてハ神代の
盥筋もつて此根えを世に到りし神の
ま川さいのこゝかハ一さきは神祇官の
所化をりて成りしと一志ハ一なる神代
の中來成ありしとをそのなり
一國郡ト定乃其歴ハ神代ハ陰陽の二神
あはれてこゝしハ成りしとみよのまをい
ハ一國つら海とて其來より移り此物成
りしんとし時日成りしとありしとありしと

神讓位神即位の儀朝此礼儀を撰せり
き神禰大嘗令もつてハ神代の
盥筋もつて此根えを世に到りし神の
ま川さいのこゝかハ一さきは神祇官の
所化をりて成りしと一志ハ一なる神代
の中來成ありしとをそのなり
一國郡ト定乃其歴ハ神代ハ陰陽の二神
あはれてこゝしハ成りしとみよのまをい
ハ一國つら海とて其來より移り此物成
りしんとし時日成りしとありしとありしと

神代、うらたむら、たむら、又天照右神の
孫孫地神第之代天照ひこ日のあはま
れこのの紀さくやむめといぬ神と繋りて
日向玉多るやといふあまのあはまの
うみ孫のあはまといふて田比と宮して
田乃縮ともて海はけさく、飯よか、あ
常陸ひーうう第代の盤醋とならる
今乃女さくも玉那ト宮やさううふ
あさくも那田は勝地とさくひく田比
點ともさこれあはまは是也けト、神代は天の

皇代神のさく大業さくうー、神代
乃ト卷は及くうう、部氏の正統さく
相傳は業となり

一、熊紀之基は二名乃う、國郡ト宮より、
次、古事記の系別あり、あまのあはまの神祇
此二とあはまの心也、天は空を神といひ、地は
祇といふ、かろ、神祇の二字は、天は地
神もあはま也、熊紀といふ、紫蘇の儀なり、齋
乃字、淡和訓はゆと、うをゆといふ、清浄の名
なり、飯令湯の字、淡和訓はゆといふ、

水との注を合らる也火水の霊は日月乃
精なり日月又火水の霊也水火より注
淨るる物にちなく日月より靈分なるもの
あり故よゆきといふ

之基は次といふ事又なせも人の熟し
無紀の何れを紀とまじりて之基は此
紀代より日あり紀は天先出て地は定
むる事あり又ありて非代先より地
地非を後より紀より故よ次よなせといふ
事なり

一 檢校とて現に此の歸納を冬議の八人
此の三人行ふ此并せて大辯をたす
御め人のうち二人とて一もたすに
あらしは一人とて一會を行は重職を
と又大日諸司此中よりいふ事といふ
何と定まると次第は行ふ事あり
あまもいふ事ありて成る所あり
かゝる事よ檢校といふ食れといひ又
ト食の事ありていふ事ありて
とらに龜の甲を中らるる此ひ

昔と云ふ事ありて此昔ひいさめなり
みみ入るる亀乃物と食入るるなりま
ト食といふなりは大嘗に始申終何
るももけいけい用るる神代の神態
てまも天の思は祓の尊に大業成り
らみ孫ふ抱く哉

一 恙見川此後とく紙屋川といふ所をみ
そまも是に大嘗に云乃前斎のそめ
形に九重此因と法め万民に代りて
よあしあは大神をさけらるる伊弉
乃御禊なりト部官人先をりぬ

一 秋場此此點地始と多終紀を基よとめく
あまのそ大内此法司申とく性なひく
そ所成定り成點地始といふなり

一 神代此行者に大嘗に此所お斎りて
一代より一度の大事なりと大祀とそおの
月より神よりにならるるはけいけい
儀なりとそ次第なりとそ志多なりとそ
あしとけい神代のおうる神代め女神
伊弉母を崩神なりとそ思神伊弉諾
そそしひまらみよの國そくそ入る

しもの法をいふと足踏へも何さし
多我おのりともいふはなき所かまめなる
わら身のあうらうき物とあひいとも
のまきまひ多橋のまき此あちきりし
いふ所をみるきまきし給ぬいふ能業の
日向玉の地の名あり唐國めは漢の代の
まはしこ母友^吾民皆東流の水ともしいふ
禊飲ともありあり左傳よみしう漢代れ
ちめい吾岳にて皇れまほともありれ
るめや神代のあうらうけは代都る

その中何よとてに八億万家めを記し
あうらうに結するものもや柞沙禊と
いふ事いれお申めくも信まれさしめ
常よハ行るもくは法禊大常會といふ
すていさうと記す神祇道のまき唯文
一人の相承とも何を愛よ神代もお傳よ
之箇れ大事ありつめは龜のうらこめは
後之物とのまきとあうらう然る神の
天乃若戸と同給いしとけしものうれ
文ようらうと也之めは宗源とて天也若神

三天皇屋根号とまうひみ相承あり
神と神山の口決なりは之ヶ此大奉ハ
天皇屋根号より大織冠よりて廿一
代的に相承大織冠よりいとの意義九
に附属ありまうひ以後亂下家正統
いよ相承となき

一 後穂は乃より神祇官人此日長と家
まうひあり職此人執行とも事なり
是ハト家一流の重職より神祇長とい
相統乙皇此字に職とをてより今よ

ト氏正統乃印化人よりいよ任自と日
本紀第廿乃卷よみより宮とい標中
大小乃神よりとあり玉祇の平安
我曠多くまうひ職とい名と神代り
素盞鳴る出宮の玉敷の川とあり大
地を教より後よ福田姫と字代目
高任給ひし由よりまの首ツキとは福田の
宮ぬりと神宮ありいよいよま中
の神より代目より人の友とあり長と
とえ大嘗会の惣行よりとあり宮と代

大使と福一一小使と多門多使の氏人
一人一之が祓部八人八餘員二人二巫女八女八福
實實存存るるとして四十四十余人十也也是是供供ををとと悠悠紀紀
至至基基ををののくくかくかく乃乃水水一一斎斎郡郡ととりりよ
ああららししるる所所のの田田部部ととささるる道道りりよよ斎斎場場紙
造造立立ししるる祓祓壇壇ととままくく天天比比のの祓祓ととま
けけらら巫巫女女ハハ女女下下換換穂穂乃乃方方紙紙言言事事りり
ししるるははああハハ大大使使乃乃人人部部ををととりりよよなりなり
田田部部ととめめををりりるるのの福福のの穂穂ととぬぬささるるととめめ
ゆゆ事事とと

一長とのたひまゝ福春の習礼けり換穂の
使御京乃板高今の所裏りと除て吉
曜とえりひく執行もりも也主儀悠紀
至基此ま行り乃今そのく一志存たき
福春乃分もまけり人内、根京乃事
あり是は奇れしとつらに音律し
よくかきあやいなや聞あをるをきこれ
實なり

一犬嘗會一十一月中十此卯日悠紀、至基志
西祓殿あま神膳と清供をあり故也

うたふしきまらみちのわえこりし物代
の重志きと母入すいけける事此由来
よや荒妙和形乃祓服といふも天照
太神天とよゆ一くも祓く殿とよ
ま乃中も母行くと給ひし清衣此より
神服は依るの次第は天子此は灌頂一
期期のそりたる事よ神の口傳
あつてもいふ事一嘗殿一宇乃ち
と戸えりし事申たるとも一を
たつと神殿よかまへりし神服以下と

そのへきと祓殿乃ち八重あま
しきとあまの祓殿とち此をたに祓
のすこもあまあつと志きつるものと
よ神服と清供をあつ又清食薦といふ
まと乃清衣なり戸をのてくら母は
宮一人あつと宮にト氏此は宮に
おほと一日ハ神乃王乃のそりなれと
神祇長とあひかろく宮に此役を勤と
右と此故宮なり宮に竹杖とち事
清供を乃時違失乃清衣あれはは秋小

事あるに神祇官人の口申長此氏人
河乃祭と勅もろろなり此道卯日此
神祇事極くなく法供をありし法代
乃ろしめ万事乃實初とありし法
祇よりさるる初あり延長式神祇乃部
子載しり今書めを蹟祇の日は奏あり
此みくあり

依程と老人嚴命聊記累葉
之家風也莫敢外見矣

文明十一年十二月日神祇長上

卜部 兼便々 朔辰判

件本端後成恩寺禪閣自筆中間谷宗祇化筆
書加之奥兼俱心自筆之美濃帝袋菓子付表紙
銘色紙禪閣筆跡也

此奥七言の法下

右一冊借請宗紙所抄本於燈下幸余
書寫之以暇日可也法書其許他見矣

文明十三年七月不知秋天

新印友判
實陸云

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

此書傳流乃其書之川也文字あり
鳥馬此誤あり鳥馬此ありふはと
傳りぬし初代此他といふはいふる
錯字服語あり此書より上は
此書校合と動

之深十あり二九年水毎月朔判

Faint, illegible handwriting at the top of the right page.

Handwritten text in the middle of the right page.

Handwritten text on the right side of the right page.

Handwritten text at the bottom of the right page.

Handwritten text on the left side of the right page.

Handwritten text on the left side of the right page.

Handwritten text on the left side of the right page.

Handwritten text on the left side of the right page.



